

令和2年度第2回島根県男女共同参画審議会

日 時 令和3年2月17日(水)
13:30～15:30
場 所 ホテル白鳥 鳳凰の間

○女性活躍推進課

失礼いたします。御案内しておりました時間となりましたので、ただいまから令和2年度第2回島根県男女共同参画審議会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、女性活躍推進課の太田です。よろしくお願いいたします。開会に当たりまして、半場女性活躍推進統括監が御挨拶申し上げます。

○半場女性活躍推進統括監

女性活躍推進統括監の半場と申します。開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

本日は委員の皆様方には御多用のところ、また、天候の悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、平素より島根県の男女共同参画の行政につきまして御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、前回10月の審議会の後に手石方委員から岡崎委員に改選が行われております。また、本日は前回御欠席でした浅野委員、そして高橋委員にも御出席をいただいております。浅野委員様、岡崎委員様、高橋委員様、後ほど御挨拶をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、国におきましては昨年12月25日に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されたところです。基本計画の中では、目指すべき社会として、男女が自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会など、4つが示されております。国の基本計画の内容なども踏まえまして、本日の審議会では、前回の審議会で諮問させていただきました第4次島根県男女共同参画の計画について、まず、骨子案として、そして2点目として施策体系を、そして3点目として現状と課題などを御説明させていただく予定としております。

委員の皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○女性活躍推進課

それでは、最初に本日の資料について確認をさせていただきます。事前にお送りしております資料を基本といたしまして、一部、本日差し替え資料のほうをお配りしておりますので、あわせて御確認をお願いいたします。(資料確認)

最初に、本日の出席につきましては名簿に記載したとおりでございます。先ほど統括監の挨拶にありましたが、島根県弁護士会の手石方委員におかれましては、諸般の事情により昨年12月31日までを任期とする離職届の提出がありました。手石方委員の後任として、島根県弁護士会から推薦をいただきました岡崎真由子様を委員として委嘱させていただきました。また、前回の審議会で浅野委員と高橋委員は御欠席でしたので、改選後は初めての御出席となります。席の順番で、浅野委員、岡崎委員、高橋委員の順で一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

○浅野委員

島根県医師会の常任理事をしております、浅野と申します。この会は何年か前から参加させていただいております。先般は事情がありまして欠席しました、すみませんでした。

医師会の中でも男女共同参画というセクションあるのですが、これは主に私どもの上部団体、

日本医師会が各県にそういうものを働きかけてつくっています。女性医師の支援というのが一番のメインです。ですから、今日皆さん方とはちょっとフィールドが違うような立場での男女共同参画というのは、医師会がやっております。

もう一つ、私は個人的に思いますのは、私ども医師会の業界に就労していただいている女性、は島根県の中の就労人口の中でもかなり多い割合を占めるのではないかと思います。そのような団体の代表として参加させていただくつもりです。

それから、医師会のことを申し上げますと、島根県医師会ですけど、全国まれに見る女性役員がないという、もう中四国では島根県だけです。全国でも恐らく島根県だけじゃないかと思っています。いささか肩身が狭いというところが正直あります。よろしく願いいたします。

○岡崎委員

弁護士の岡崎真由子といいます。手石方委員に代わり、この委員を務めさせていただくことになりました。

一言と言われて浅野先生が大分お話しになったので、私も少しお話をと思います。

島根県弁護士会は、全国各地に弁護士会ありますが、島根県弁護士会は全国で一番女性会員が多い会になっております。島根は女性弁護士の割合が全国からすると高いというのはあるのですけれども、やはりその会務といいますか、執行部といいますか、その中には女性が少ないということがあります。これは島根もそうですし、日本の弁護士会全体でもそういう課題がありまして、弁護士会の中でも男女共同参画は、以前からホットなテーマとしてあります。

私は弁護士の委員としてこの中に入らせていただいているのは、きっと法的なところとか、私自身が普段いろいろな相談受けながら、男女の不平等なことは感じてはいるのですけれども、そういうところから発言をきっと期待されているのだろうなと思います。できるだけ発信していけたらなというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

○高橋委員

J A女性部の高橋です。1回目は欠席させていただきまして本当に申し訳ございませんでした。

J A女性部は男女共同参画というよりは女性の組織なので、男性がちょっと入ってないっていうのが、J A側からの男性はたまに事務局で入るときはありますが、女性だけのグループですのでちょっとなかなかあれですけども、私たちは食と農を基軸にした皆さんの食べるというところで一生懸命頑張って活動しております。どうぞよろしく願いいたします。

○女性活躍推進課

浅野委員、岡崎委員、高橋委員、ありがとうございます。

続きまして、本日の審議会の成立について御報告させていただきます。本日は、岩根委員、石田委員が御欠席でございます。結果、本日の審議会は14名の委員のうち12名の御出席をいただいておりますので、島根県男女共同参画推進条例第24条に定める定足数の過半数に達しており、本日の審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日オブザーバーとして、公益財団法人しまね女性センター理事長の多々納道子様にも御出席いただいております。そのほか出席者名簿に記載しております関係課の職員が出席しております。よろしく願いいたします。

なお、島根県では、個人情報を取り扱う場合など特別な理由がある場合を除きまして、原則公開で行うように条例で規定しております。このことから、本会議につきましても従来より公開とさせていただいております。あわせて、議事につきましても、後日、県のホームページに掲載することとしておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは早速議事に移らせていただきます。今後の進行につきましては、条例第24条の規定により、河野会長をお願いいたします。

(1) 苦情処理専門部会の委員の改選について

○河野会長

議長を務めさせていただきます河野でございます。どうぞよろしく申し上げます。

初めに、本日の会議は事前に資料が配付されておりますので、事務局からの説明を短くし、委員の皆様から御意見をいただく時間をできるだけ多く確保したいと思っております。

また、本日は、より多くの委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。御意見に対して最後にまとめてお答えする形で進めさせていただければと考えております。

では、早速議題の2、(1) 苦情処理専門部会の委員の改選について、事務局から説明をお願いします。

○小山女性活躍推進課長

失礼いたします。女性活躍推進課長の小山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼ですが、座らせて説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料1-1と1-2を御覧ください。私のほうから、苦情処理専門部会の委員の改選について御説明をさせていただきたいと思っておりますが、10月27日の第1回の審議会におきまして、河野会長のほうから苦情処理専門部会に属する委員に、森脇委員、手石方委員、小田川委員、水谷委員、鳥居委員の5名の方を御指名いただいたところでございます。

また、会議の後、互選によりまして専門部会の部会長には森脇委員を、副部会長に手石方委員とすることを決定していただいております。

資料1-1を御覧ください。男女共同参画審議会要領第5条第1項に苦情処理専門部会について定めております。また、第2項で、部会は委員5人以内で構成するとされております。先ほど御案内のとおり、手石方委員の辞任によりまして現在専門部会の委員が4名となっておりますが、この改選について河野会長、いかがいたしましょうか。

○河野会長

それでは、手石方委員の辞任に伴う苦情処理専門部会の委員については、会長が指名することになっておりますので、後任に岡崎委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

なお、専門部会には部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定めることとなっております。手石方委員は副部会長であったことから、その後任について、審議会終了後、委員の皆様から選出していただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

(2) 第4次島根県男女共同参画計画の策定について

○河野会長

それでは、次に、(2) 第4次島根県男女共同参画計画の策定について、事務局から御説明をお願いします。事務局説明後に委員からの御意見を伺う時間を設けたいと思っております。特に今回は、骨子案に対する方向性などについて委員の皆様から幅広く御意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○小山女性活躍推進課長

それでは、初めに前回審議会での渋川委員からいただきました御意見について、事務局の担当課より御説明のほうをさせていただきます。

○健康推進課 安部調整監

失礼いたします。前回の審議会でもいただきました渋川委員様からの御意見について御説明させていただきます。健康推進課の子育て包括支援スタッフの安部と申します。どうぞよろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

まず、出産後の子育てをされるお母様方が困ったときに誰かに相談できるなど、地域で母子を支援していくシステムをつくっていくことが必要との御提案に対してですけれども、この回答として、母子保健という観点からが中心となりますが、現状や考え方について御説明させていただきます。

母子保健などに関する総合相談窓口としての子育て世代包括支援センターは、県内全市町村に令和2年10月に設置されました。市町村が運営しておりますけれども、子育てを地域で支える中心的な役割を担っております。また、産前産後期における家事・育児支援事業や、特に支援が必要な妊産婦の方々への、助産師様と専門的な職の方による産後ケア事業などの支援を行う市町村も年々増加しているところです。

また、子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業ですけれども、これも子育てを地域で支える取組として定着しております。現在は一部の市町村のみの実施でございますけれども、県ではこうした相互援助の輪が各地域で広がるように、市町村と連携して取り組んでまいります。

また、親御さんが病気のときの預かり事業であります子育て短期支援事業、ショートステイ事業ですけれども、これも現在は市町村が契約した施設での預かりになりますけれども、今後はそれぞれの地域で活動されている里親さん宅での預かりが実施できないか検討されているところでございます。

これらの実施主体はいずれも市町村でございますけれども、県としては各市町村の子育て世代包括支援センターの機能充実を支援して、支援の必要な方が相談から必要なサービスに円滑につながって、妊娠・出産から子育て期において切れ目ない支援を受けられるよう取り組んでまいります。

次に、月経コントロールなど女性の健康に関しまして、親も子も適切な知識を持てるような計画を立ててほしいとの御意見がございました。また、鬱の防止に係る、特に栄養面などの情報提供として、講演会などの実施についての御提案がございました。この2点について、まとめて説明させていただきます。

まず、女性の健康に関する知識に関してでございますけれども、現状として当課では思春期の妊娠や性に関する問題については気軽に相談できるように、思春期相談窓口を島根県助産師会に委託して実施しております。また、県内の各保健所では、一般相談ではございますけれども、心や体の健康をはじめ様々な相談の電話相談を受け付けておりまして、女性の健康に関する相談があれば対応しているところでございます。

それから、鬱の防止のための情報提供や支援についてですけれども、現状としては産後鬱をはじめとした妊産婦への支援として、先ほどともちょっと重なりますけれども、母子保健サービスを提供する市町村が主体となって産後ケア事業や子育て世代包括支援センターでの相談業務などに取り組んでおりまして、県もそうした市町村へ支援を行っているところでございます。

委員様からの御意見は、いずれも積極的な計画や情報発信の御提案と考えますけれども、現状では、県ではまずは母子保健や子育てを所管する身近な市町村に取り組んでいただき、その支援をしている現状でございます。しかしながら、県としても母子の健康など、情報発信に取り組んでいく必要があると考えておりまして、今後、県のホームページ上で結婚や妊娠、出産、子育て全般に関する情報を一元的に発信する総合ポータルサイトを作成する予定でございます。鬱の予防も含めた、女性の健康や子育てに関する有用な情報も掲載していこうと考えております。こうした情報により、親や子、これから妊娠・出産を迎える方たちが困ったときにどこに相談すればいいのか、健康にどう気をつけていけばよいのかなどを知るためのツールとして活用していただけるようなサイトにしたいと考えております。今回いただいた御意見、御提案も参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

当課からの説明は以上でございます。

○小山女性活躍推進課長

渋川委員様、よろしいでしょうか。

それでは私のほうから、資料2-1から資料2-3のほうを説明させていただきたいと思います。島根県第4次男女共同参画計画の策定について、今回骨子案ということで、計画の基本的な考え方や内容、また、現状や課題、施策体系を含めまして一括で御説明させていただきます。

それでは、資料2-1を御覧ください。まず、1で、計画の基本的な考え方ですが、計画の性質については男女共同参画基本法第14条、また、島根県男女共同参画推進条例第11条に基づきます基本計画であるとともに、次期計画の基本目標Iの部分につきましては、女性活躍推進法第6条に基づく都道府県計画としての位置づけを持つものでございます。

計画期間につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間となります。

2の計画の内容では、島根県が目指す男女共同参画社会といたしまして、現行計画を承継しつつ、次期計画の新しい視点や施策の方向性を踏まえ、すべての女性が自分らしくきらめく島根、認め合い、高め合い、ベストバランスで暮らす新たな時代へとしております。これは多様な価値観を認め合い、男性と女性、仕事と生活などそれぞれの最適バランスで、自分らしく生き生きと暮らし続けられる島根を表すものであります。あわせまして、その下には、家庭では、地域では、職場では、学校ではということで、各分野においてそれぞれ目指す姿を描いており、第4次の計画期間内にこのような社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、(2)の現状と課題として後ほど資料2-2のほうで詳しく御説明させていただきますが、こちらの資料では概略といたしまして、1点目に新型コロナウイルス感染症拡大による影響を上げております。今般のコロナ禍によりまして、雇用環境の悪化やDVの深刻化、固定的性別役割分担意識に基づく家庭生活への負担増など、平常時からの諸課題が顕在化しており、女性の生活に負の影響をもたらしております。その一方で、男女ともに働き方の可能性が広がるテレワークの拡大など、男女共同参画社会の形成に向けた契機となり得る状況がございます。こうした社会状況、社会変化を踏まえながら、感染拡大の状況に応じて弾力的に対応していく必要がございます。

次のページになります。2点目といたしましては、人口減少や少子高齢化が進む本県におきましては、地域社会の持続的な発展のため、社会のあらゆる分野において女性一人一人がその個性や能力を十分発揮し、活躍できる環境を整備していく必要がございます。また、若年女性の都会への流出は将来の自然動態にも影響する懸念がございます。女性が能力を發揮して働き続けられる環境整備や、女性活躍に向けた意識改革をさらに進めていく必要がございます。

3点目といたしましては、政治分野、行政分野、民間企業分野等、政策・方針決定過程への女性の参画割合がまだ低い現状がございます。また、男女の地位の平等感や固定的性別役割分担意識について徐々には改善されておりますが、いまだ性差による偏見や格差が存在しており、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

4点目といたしましては、配偶者等からの暴力や性犯罪、性暴力など、男女間における暴力は重大な人権侵害であります。暴力の根絶を引き続き図っていく必要がございます。また、誰もが生涯にわたって健康な生活を営むことができるとともに、経済社会における男女の状況の違いなどから、女性が陥りやすい貧困など、生活上の困難に対するきめ細かな支援を行ってまいらなければならない必要がございます。

次に、(3)施策体系についてですが、お手元の資料2-3、A3判の資料を御覧ください。A3判の左側が現行計画、右側が次期計画の施策体系となります。

先ほど御説明した現状と課題を踏まえまして、現行計画の現在あります4つの基本目標について、次期計画では3つの基本目標に再編させていただいております。変更箇所につきましては着色した部分、青い色、ピンク、黄色、こちらの3色に着色した部分、左右対称となっておりますので対比して御確認をいただきたいと思います。

まず、青い部分になりますが、昨年12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画、また、昨年3月に決定した島根創生計画、島根創生計画に基づく女性活躍推進プランの方向性を踏まえまして、女性活躍の推進を基本目標Iとして設定しております。その下の重点目標、施策の方向性につきましては、島根創生計画や女性活躍推進プランとの整合を図っております。

2点目といたしましては、ピンクの部分で、国の防災基本計画の修正、この修正内容は防災部局と男女共同参画部局等の連携強化や女性の視点からの防災復興体制の強化等の取組を受けまして、防災対策における男女共同参画を重点目標に引き上げております。施策の方向性としていたしましては、防災対策に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大、もう一つは男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進としております。

3点目は黄色い部分で、支援を必要とする女性などが誰一人取り残されることのないよう、誰もが安心して暮らせる環境の整備を重点目標に引き上げております。施策の方向性としていたしましては、独り親家庭、生活困窮者への支援、高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境整備、外国人が安心して暮らせる環境整備、人権尊重の観点からの啓発と、この4つを施策の方向性としております。最後の(4)の人権尊重の啓発の中には、部落差別などの同和問題や性的思考、性自認に関する施策が含まれるものとしていたしたいと考えております。

主な変更点につきましては以上となります。

資料が前後しますけれども、資料2-1のほうにお戻りいただきたいと思っております。3といたしまして、今後のスケジュールについてです。本日の審議会で骨子案について御審議いただきました後、3月には議会の総務委員会へ骨子案を報告いたします。その後、少し期間が飛びますが、11月に素案審議、12月に同様に議会報告をいたしまして、1か月間のパブコメを経て、令和4年2月に審議会で答申案を御審議いただきまして、3月に審議会から知事のほうへ答申をいただきたいと考えております。いただいた答申案を検討いたしまして、最終案を総務委員会へ報告したいと考えております。

ここで1点補足でございますが、前回、第1回の審議会の資料の中では、計画策定の今後の予定につきまして、次回の素案審議を7月というふうにさせていただいておりましたが、今回11月に修正をさせていただきたいと思っておりますので御了承くださいませ。

資料が前後いたしまして大変申し訳ありません。資料2-2を御覧ください。先ほど骨子案の中でも現状と課題ということで概略について説明をさせていただきました。この資料2-2では、現状と課題についてデータを用いて記載をさせていただいております。本日は時間の関係もございますので、主な項目をかつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料2-2の1ページです。情勢の変化といたしまして、県人口はピーク時の1955年、92万9,000人から、2020年は66万7,000人と28%減となっており、人口減少が進行しております。

続いて、2ページでは社会動態の推移を見ております。2008年から社会減は減少傾向でございましたが、2020年は対前年で700人余り拡大してきております。また、近年増加傾向であった外国人住民については、2020年は微減となっております。

3ページでは少子高齢化の進行の状況を表したものとなります。図表7で年齢別割合の推移について表しておりますが、15歳未満の年少人口が減少し、老年人口、中でも75歳以上の割合が増えていることが分かります。また、図表8では、合計特殊出生率は全国上位で高い水準を維持しているものの、右側の図表9では女性人口が減少しておりますために、出生数自体は減少が続いている状況が見受けられます。

続きまして、4ページでございます。女性・若者の県外流出について見たもので、近年は本県だけではなく地方の共通した課題となっております。図表10の棒グラフで赤い部分が就学・卒業・就職を理由とした転出入です。右のグラフで社会減となっている年代が15から24歳に集中し、その理由が就学・卒業・就職であることが分かります。図表11では、その理

由と転出入の推移となっておりますが、平成28年からは女性の転出が男性を上回り、男性より女性の回復が鈍っていることが分かります。

5ページでは世帯構成の変化を見たもので、世帯当たりの人員は減少傾向にあり、図表13では単独世帯が増加し、めくっていただきまして、図表14では男性、女性ともに未婚率が増加となっており、家族形態に変化が見られております。

次に、働く女性を取り巻く環境といたしまして、生産年齢における労働力が全国1位であります。日本の女性の就業の特徴の1つである子育て期に労働力が低下する、いわゆるM字カーブのくぼみについても、島根県は全国に比較すると浅くなっております。雇用者数は、女性は増加傾向にあります。正規職員の割合は52.1%と全国7位となっておりますが、このたびの新型コロナウイルスの影響などにより大きな影響を受けている飲食、観光、サービス分野において女性の割合が高いことなどにより、女性の雇用面での影響が懸念されております。

7ページの女性活躍の状況といたしまして、管理職の女性の割合が図表18にございます。管理職等の女性の割合は15.2%となっており、まだまだ働く女性の割合に比較すると低い状況にございます。

続きまして、8ページで女性の管理職の昇進意向について尋ねたアンケート調査からは、管理職になりたいと答えた女性は12.7%と男性に比べまだまだ低く、その理由として、仕事と家庭の両立が困難だからなど、性別において特徴が見られております。

次に、9ページの図表21になります。仕事と子育ての両立状況では、育児をしている女性の有業率は81.2%と全国1位となっている一方、働き続けやすいと感じる女性は30.4%にとどまっております。就労を望む女性の一人一人が結婚や子育てをしながら希望に応じた就労ができる取組が求められております。

続きまして、10ページで家庭の中での役割分担については、共働き世帯の割合が高い一方で、子育て世帯の男性の家事・育児時間は、図表24になりますが、男性が6分の1と少なく、女性に負担が偏っている現状がございます。また、今般コロナ禍によりまして家庭での滞在時間が増えたことにより、家事・育児の負担が女性に集中することが指摘されております。

続きまして、11ページでは育児休業制度を利用した人の割合を上げておりますが、男性の労働者の割合は依然として低くなっております。

少し飛びますけれども、12ページから13ページにかけて、図表29から図表31を御覧ください。女性のライフステージを考えますと、育児だけではなく介護と仕事の両立という視点も大切な視点になります。保育所や児童クラブ、介護サービスの充実がますます必要となっております。島根県では保育所の待機児童率は減少傾向にあります。児童クラブの利用希望者が増えており、待機児童数は増加傾向にございます。また、介護老人福祉施設等は全国3位と充実してはおりますが、サービスの充実がさらに必要になってきております。

14ページを御覧ください。14ページからの個別分野ごとの現状と課題では、個別分野における男女共同参画につきましては、前回の10月の審議会におきまして、現行計画の取組の成果と今後の方向性として説明した内容と重複する部分が多くなっておりますので、このたびちょっと説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

18ページを御覧ください。次期計画において重点目標とする防災における男女共同参画では、近年多発する自然災害の中、防災に関する政策・方針決定過程や、防災の現場や避難所運営における女性の参画に向けての取組が強化されてきております。また、防災会議の女性の委員の割合は県が40.3%で全国3位であります。市町村では8.5%となっており、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を進めていく必要があります。

20ページを御覧ください。男女間におけるあらゆる暴力をめぐる現状と課題といたしまして、島根女性センターにおける女性の相談状況を上げております。相談件数は例年3,500件を超え、そのうちDVを主訴とする相談は500件程度と、依然高い状況となっております。また、全国的には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や生活不安などの影響によ

りまして、DVの相談件数が増加してきておりますが、本県では大きな変化は今のところ見られませんけれども、今後も注視していく必要がございます。

21ページをお願いいたします。健康をめぐる状況といたしましては、男女ともに思春期、成人期、中高年齢期など、各段階に応じた健康の保持・増進を進めていくことが重要であります。今後、女性特有のがんやコロナ禍とエッセンシャルワーカーなどについて加筆を予定しております。

21ページの下、誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる現状と課題をめぐっては、独り親では経済、教育、健康面で大きな不安や負担を抱えており、母子家庭では非正規雇用の割合が高く、次のページ、22ページの図表41のとおり、37.7%の世帯が年収200万円未満となっております。そうした状況にある独り親家庭の自立の促進と生活の安定を図るため、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を図っていく必要がございます。また、高齢者につきましては、生きがいを持って地域の担い手として活躍できる環境づくりを進めていく必要がございます。生涯を通じて住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される仕組み、地域包括ケアシステムを進めていく必要がございます。

最後になりますが、障がい者、外国人、性的少数者やその他の人権課題につきましては、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めていく必要があります。

続きまして、資料3-1、資料3-2について御説明をさせていただきます。こちらの資料は、統括監の御挨拶の中にもありましたとおり、昨年12月25日に閣議決定された国の第5次計画でございます。前回10月の審議会においては計画の素案を配付させていただきましたが、報道等で既に御承知かと思いますが、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関しまして、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ検討を進めることということで素案から変更されておりますので、また後ほど御確認いただきたいと思っております。国の資料につきましては参考資料とさせていただきますので、詳しい説明は省略させていただきます。

続きまして、本日資料が多くて大変申し訳ありません、資料3-3、資料3-4を御覧ください。こちらのほうは、内閣府の男女共同参画局で昨年9月にコロナ下の女性への影響と課題に関する研究会が設置されております。新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響や、女性の視点からの政策課題の把握について調査・検討を、これまで会議が開催されて検討されてきております。直近では、今週月曜日、2月15日に検討会のほうが開催され、今回、資料3-4ということでおつけしております、コロナ下の女性への影響について、さらに第三波の影響が分かるような資料が追加としてアップデートされております。11月、12月の状況がデータとして示されております。

こうした専門委員会で議論がなされておるところですけれども、昨年11月19日には研究会の緊急提言がなされておりました、こちらの緊急提言は資料3-3となります。提言内容につきましては、次のページめくっていただきますと、白丸で何点か書いてあるとおりでございます。これを受けまして11月21日には、21日の大臣発言という最後の資料ですね、資料3-3の一番最後のページになりますけれども、こちらのほうが緊急提言を受けた後の橋本特命大臣の発言になります。こちらの発言は、新型コロナウイルス感染症対策本部、これは本部長が内閣総理大臣と出席者は全閣僚になりますけれども、その対策本部の場におきまして、感染拡大期におけるDVや性暴力、自死等への相談体制の必要性について、休校・休園判断における女性・子供への影響への配慮、また、独り親家庭への支援強化などの対応、こちらの3点について関係大臣に要請されたところでございます。

資料3-4は緊急提言に併せて示された女性の影響を取りまとめた資料で、直近の2月15日でアップデートされた資料でございます。本日ちょっと時間の関係もございまして個別の

説明は省略させていただきたいと思っておりますけれども、就業者数、雇用者数では特に女性の非正規雇用労働者の減少幅が大きくなっておりまして、1ページめくっていただきまして、2ページでは、そのうち、産業別で出ております。産業別では男女ともに飲食業、製造業の減少幅が大きくなっております。DVの相談件数の推移では、前年同期の約1.5倍と大きく上回っております。また、自殺者の推移では、女性の自殺者が対前年7か月連続で増加しており、また、学生や生徒等の自殺者数が、女性は全ての年齢区分において対前年同月で増加してきております。また、妊娠の届出につきましては、2020年10月に対前年同月で6.6%、1から10月の累計でも対前年同期で5.1%の減少となっております。また、後ほど、後半のほうはテレワークの実施状況について書かれておりますが、2020年5月時点に比べるとテレワークの実施割合はやや低下してきておりますけれども、産業別で実施率が異なる結果が出ております。

全国の状況については、内閣府がまとめた資料につきましては簡単に説明をさせていただきましたが、この国の資料に関連しまして、島根県の影響について会長より、雇用情勢、自死、暴力相談の状況について島根県の影響を説明してほしい旨を事前に伺っておりますので、労働局様と県庁の担当部局のほうから簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

では、労働局様のほうから雇用情勢について、よろしく願いいたします。

○河嶋委員

島根労働局雇用環境・均等室の河嶋でございます。私のほうから、お手元の当日配布資料1に沿って、島根の雇用情勢について説明させていただきます。

まず、1ページ目に島根労働局取扱いの新型コロナウイルス関連相談状況をお配りしております。まずこれから説明させていただきたいと思っております。

この窓口は昨年の2月に特別相談窓口を島根労働局で設置しておりまして、その相談状況についての概要を説明させていただきます。相談のピークは昨年の4月で、相談件数は1,460件、相談内容件数では、1人で複数の相談をされた場合はそれぞれの内容ごとにカウントいたしますので、相談内容件数は1,643件ということでございました。4月がピークで、6月以降は3桁に、9月からは2桁で推移しております。

相談のピーク時の相談は、社会保険労務士を含め事業主から雇用調整助成金制度の問合せが多くを占める状況でございました。この間、労働局としてホームページ掲載による周知、文書依頼を含めた広報、説明会などを実施いたしまして、6月以降は制度の問合せなどの相談は収束したと考えております。なお、雇用調整助成金の申請相談は対応部署である各ハローワーク、職業対策課、労働局の助成金相談センターで継続して対応しておりまして、当室が取りまとめる相談の対象外としておりますので、相談件数の減少につながっていると考えております。

参考となりますが、雇用調整助成金の申請件数、1月末現在で申請件数は1万2,000件超となっております。月に見ますと1,100件程度、ピーク時は1,800件程度の申請を受理しておりました。

今のところは2桁で推移しておりますコロナ関係の相談件数ですが、件数減少の主な要因は今申し上げたとおりでございますが、現在、その相談内容が変わってきております。4月のピーク時は事業主から雇用調整助成金をはじめとした支援策に係る制度の問合せが主でございましたが、現在は労働者からの労働相談に変わってきております。コロナ禍にゴールが見えないことも一因となりまして、労使間のトラブルが生じているという心証を受けております。

母数は多くないのですが、相談内容としては、休業、休業手当に関する事、あと休暇、賃金が上位となっております。相談内容の一例を挙げますと、休業手当の未払い、コロナ感染の疑いの段階で年次有給休暇取得の強要、緊急事態宣言地域への出張の強要などの相談が寄せられております。コロナ禍による女性の雇用への影響に関しまして、当局では男女別、雇用形態別で統計は取っておりませんが、把握している業種別では、飲食業、卸・小売、医療・

福祉が上位を占めておりまして、女性の影響っていうのを断言はできませんけども、女性やパートタイマーが多く働いている業種ですので、一定数以上、男性に比較して影響が高い可能性があると思われまます。

では、次に、島根の雇用情勢について説明させていただきます。次の2ページ目から、令和2年12月分の島根の雇用情勢がございますけども、雇用情勢として主に数値的なことを、コロナ禍を絡めましてお伝えいたしますが、本県に関しましては職業安定部が直接の担当でございます。御質問等にお答えできない点もございますので、この点あらかじめ御容赦いただきますようお願い申し上げます。本日お配りしている資料、島根の雇用情勢全てのページを解説する時間はございませんので、かいつまんでポイントのみ御説明させていただきますので、御了承いただければと思います。

まず、3ページの四角の中の一番下の丸印のところ、島根の雇用情勢の判断、島根の雇用情勢は、注意を要する状況にあるとしております。

ページが飛びまして申し訳ないのですが、13ページを御覧いただきたいと思っております。令和2年の4月以降継続した判断としておりまして、12月で9か月連続となります。12月の有効求人倍率1.37倍となり、前月の1.38倍を0.01ポイント下回っております。当局は直近10月から12月については横ばいであるとの判断をしております。なお、有効求人倍率の7月当時は1.44倍と、他の月と比べると高い水準となっております。その要因といたしましては、GoToトラベル等のキャンペーンに係る特需的な求人提出が要因であると聞いております。それで、全国の12月の有効求人倍率は1.06倍となっております。島根県は全国と比較して高い水準を維持しております。雇用情勢の判断を据え置いた理由につきましては、有効求人倍率1.37倍、これは全国水準以上ですが、令和2年3月以降、コロナの影響が比較的少ない建設業、医療、福祉以外の産業を中心に、求人数が減少傾向となっていること、好条件での転職が難しい、コロナ感染リスクの回避などの理由から、求職者も減少傾向であるというよう求人、求職の動向に、前月と大きな変化がなかったことによります。

次に、4ページに戻っていただきたいと思っております。下の表で、1番の求人の動向に関して説明いたします。こちらは、前年同月比、ほとんど全てマイナスという状況でございます。前年度は、米中貿易摩擦等、海外情勢の影響で、製造業の量産、増産体制の縮小が見られた。それ以外は、人手不足の状況でありまして、求人数も高水準で推移していたため、対前年度比では減少しております。令和2年4月以降はコロナの影響を受け、新規求人数が減少していますが、特需等の要因を除きますと、6月以降は横ばい圏内での推移ということになっております。

次に、5ページでございます。産業別の新規求人の状況について説明いたします。このページは、全数でいえば4ページ、求人動向に関しての数値と一致するところがございますが、特に、コロナ禍で影響を受けたと判断できる産業について説明いたします。

表にアルファベットの表記がございますけども、対前年同月比で減少幅が大きい項目としては、Iの卸売業、小売業、Mの宿泊業、飲食サービス業、Nの生活関連サービス業、娯楽業、それに加えて、Eの製造業のうち、09の食料品製造業、この4つが上げられまして、引き続き推移を注意していくこととしております。この4つの産業別が、コロナ禍で特に影響を受けていると判断しております。例えば食料品製造業は、一般家庭向けのものは影響が少ないものの、外食、食材等の業者向けのものは出荷が滞る等の影響が出ておりまして、これはIの卸売業、小売業、Mの宿泊業、飲食サービス業にも密接に関連があるというところでございます。

次に、8ページの5の人員整理の状況について御説明いたします。この表は、コロナ禍を原因としていないものも含めた全数の数値となります。事業所数、解雇者数、ともに前年同月比、これは軒並み増加しているという状況でございます。

資料にはないのですが、コロナ関連の解雇の状況について申し上げますと、昨年3月以降の累計で、事業所数117、解雇者数448、12月単月で、事業所数9、解雇者数24と

なっております。12月は利用客の減少から、タクシー会社の廃業が12名、訪問先支援の減少による事業所閉鎖した訪問介護は4名というような状況となっております。

県内の各事業所では、雇用管理の維持に努めていただいているところであって、雇用調整助成金等の受給によりまして、雇用への影響は限定的にとどまっていると思われまゝです。島根労働局といたしましても、引き続き現下の状況を注視し、情報収集に努めまして、島根県をはじめ、各関係団体、県内ハローワークと連携の上、各種支援策等の迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。以上で、私からの説明とさせていただきます。

○河野会長

河嶋委員、ありがとうございます。それでは、引き続きまして、部局のほうから説明をさせていただきます。まず、自死の状況についてお願いいたします。

○健康福祉総務課 田原企画幹

失礼いたします。健康福祉総務課の田原と申します。よろしくをお願いいたします。

私のほうからは、島根県の自死の現状について御説明させていただきます。まず、当日配付資料2のほうを御覧ください。

この資料のグラフは、警察統計を基に、自死対策所管課であります障がい福祉課において作成したものです。島根県の自死者数は、上のグラフのとおり、近年減少傾向にありましたが、令和2年の自死者数の暫定値は124名であり、令和元年と比べて15名増加しています。男女比で見ますと、男性が多い傾向にあります。令和2年の月別の自死者数の推移は、下の折れ線グラフのとおりです。全国では、令和2年において、女性及び子供の自死者数が増加傾向にあると言われておりますが、現時点で、島根県ではそのような傾向は見られません。

次に、資料裏面の参考資料を御覧ください。この資料では全国と島根県における自死者数と、10万人当たりの自死者数を示す自殺死亡率を掲載しています。自死に関する統計は、人口動態統計と警察統計の2種類がございます。人口動態統計は、日本人を対象としており、対象者の住所地を基に計上しています。令和2年のデータはまだ公表されておらず、令和3年6月に概数が公表される予定です。

警察統計は、外国人を含む総人口を対象としており、対象者の発見地を基に計上しています。令和2年のデータにつきましては、今年2月に暫定値が公表されています。先ほど御説明しました資料は、この警察統計を基に作成しています。なお、自死対策所管課であります障がい福祉課では、人口動態統計を基に、自死に関する分析を行っています。人口動態統計は、先ほど申し上げたとおり、令和2年の統計データが公表される予定ですので、今後、詳細の分析を進めていく予定です。私からは以上です。

○河野会長

続いて、暴力相談の状況をお願いいたします。

○青少年家庭課 椿企画幹

失礼します。青少年家庭課、椿と申します。よろしくお願ひします。すみません、座って説明させていただきます。

本日、県の状況をお示しするような資料は、ちょっとまだ公表できるものがございませんので用意しておりませんが、先ほど、本日の資料で添付しております資料3-4の9ページに、DV相談件数の推移、それから、性暴力被害の件数の推移、全国の状況が示されております。

上のDV相談件数の推移は、このグラフ資料のとおり、1月25日時点の暫定値ということで、先般、内閣府のほうから、今年度4月から12月における全国のDV相談件数ということで示されております。4月から12月の相談件数が14万7,277件ということで、これは全国の配偶者暴力相談支援センターのほうで受け付けたDVの相談件数となっております。こ

れが、昨年同期に比べまして1.5倍に増えているとように公表されたところですが、当県の状況につきましては、松江及び大田にあります島根県女性相談センター、そして、隠岐、出雲、浜田、益田の各児童相談所にあります女性相談窓口で受けた相談件数は、昨年同期、4月から12月は662件に対しまして、今年度の同期の速報値は685件ということになっており、市町村のほうの相談件数では、昨年度の同期は406件に対し、今年度の同期の速報値は427件となっており、県、市町村ともに、昨年度に比べて微増ということになっています。

また、性暴力被害者支援センターたんぼぼのほうで受けた性暴力に関する相談件数については、昨年度の4月から12月までの性暴力に関する相談としましては27件に対しまして、今年度の同期の速報値は28件ということで、昨年並みということになっております。

そのため、今のところ、県内におけるDVや性暴力等暴力に関する相談については、新型コロナウイルスの影響による著しい増加というの見られないというふうな状況になっております。私のほうからの説明は以上です。

○小山女性活躍推進課長

ありがとうございました。事務局のほうからは以上でございます。

○河野会長

それでは、ここまでの説明を受け、皆様から御意見頂戴したいと思います。何か御意見などございますでしょうか。渋川委員、どうぞ。

○渋川委員

失礼します。資料2-1で、島根県が目指す男女共同参画社会のキャッチフレーズが書いてあるのですが、「すべての女性が」っていうのにちょっと少し違和感があります。女性の活躍に課題があるよっていうのは分かるのですが、男女共同参画は全ての人であって、何か女性がということが前に出ると、男性が引いちゃうみたいなのがあったり、何か気になります。皆さんの御意見も聞きたいと思います。

下のサブタイトルに、認め合い、高め合いのところがあるのですが、ここに男性も女性も認め合いとか、何かそのところでの表現があって、内容のところ、女性に対する、もっと課題があるよみたいな、社会的な課題とか認識の課題とかそういうのがあるよっていうのをいっぱい出していただくのはいいのだけど、何かキャッチフレーズの中で、全ての女性ってやると、女性だけに何か焦点があっているような気がして、少し気になります。前から女性活躍って言われると、何か女性、おいおいって言われているような気がするって思っているのですが、この資料が届いたときに感じたので、ちょっと皆さんどうかなと思いました。

それで、追加ですけど、これが令和4年から8年までの計画なので、8年後にはどうなっていてほしいかなっていうのが一番の目標だと思うので、それに向けてだと、すべての女性が活躍は合っているかなと思ってみたい、ちょっとすみません、迷っています。

○河野会長

岡崎委員。

○岡崎委員

岡崎です。私も先生と全く同じところに関心がありまして、唯一資料で丸をつけているのがそこです。「すべての女性が」というところにやっぱりどうしても引っかかるというのがありまして、恐らく男女共同参画っていう視点が出てきたのが、もともと女性が、女性であるためにいろいろ不利益があったりとか、不平等な取扱いを受けてきたところを打破しようということから発展したものなので、こういう流れになっちゃうのは仕方がないかなと思うのですが、多分、問題の本質のところは、いわゆるジェンダーの問題ということから、いろ

んなそのジェンダーによる不平等な取扱いをなくしていきましようっていうところが多分本質といますか、なんだと思うので、何か「すべての女性が」って書かれると、多分女性は、渋川さんの御指摘のとおり、女性がつて言われる女性は、何かちょっと持ち上げられているみたいで、うんっていうのもあると思います。

多分、例えばこの間の、ちょっとこういうこと言ったらいけんかもしれんけど、オリンピックの関係、森さんの発言をしちゃうような、ああいう発想のある方から見ると、まさにこうするのはすごく反発する表現だろうなと思うので、誰が見ても、何かあんまり喜ばない表現かなと思ったりもするので。ここは、せっかく県の提案なので、全ての県民がでもいいのかもしれませんが、ジェンダーによる不平等な取扱いをなくしていきましようっていうのが多分中身としてあって、そこに、何ていいますか、女性の配慮も入っていけばいいのかなと思うんですが、キャッチフレーズとしてこれが出てくるのは、ちょっとやっぱり、何かむしろ問題が見えにくくなっちゃうかなというような気がします。ちょっとまとまらないですけど、以上です。

○河野会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。鳥居委員、お願いします。

○鳥居委員

私も何か女性を誇張するような感じがして、男女共同参画には、この、女性っていうことだけを書くと、あまり合わないのではないかなと思います。同じような意見ですが。

○河野会長

はい、お願いします。

○小山女性活躍推進課長

すみません、御意見ありがとうございます。

私たちも、内部でいろいろ検討を重ねまして、まず、描く姿をどのようにしようかと思ったときに、やはり男女が共にか、今、ダイバーシティの考え方がございますので、性別に関わりなく、誰もがみたいなところもございました。

「すべての女性」がとさせていただいたのは、逆に男女が共にとといったときには、ちょっと性的少数者に対する配慮とか、性自認の関係とか、そうしたところの性的少数者に対する配慮のところではどうかと思った点が1点ございます。

あとは、性別に関わりなく、誰もがというところは、将来的にはそれが目指す姿ではあるのですけれども、まだまだそうはいつでも、男女の中に残された課題もございますし、そうしたところで、本来、通常に、普通に使いたいのは、男女が共にという言葉だと思うのですけれども、そこは、多分第5次の国の計画のキャッチフレーズを見ていただくと、同じように「すべての女性が輝く令和の社会へ」というようになっておりまして、この「すべての女性が」というところを示す意味が、あらゆる年代の女性を対象とするんだけれども、性的少数者、先ほど言いましたような性的指向、性自認に関することについては、現在、幅広く議論が行われているところでありまして、性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を発揮し、対等に参画できる社会の実現が真に大切、ということでございます。

この計画においても、多様性を尊重としていくということは、もう大前提として重要なことであるのは当然のことです。ただ一方で、現状としては、まだまだそうはいつでも職業生活であるとか、その他、社会生活や家庭生活において男女の格差などが残されておりまして、そうしたことに対する課題の捉えとか、今後、解決していかなくてはいけない問題というのを踏まえると、やはり女性に対する一つ施策というか、そういう方向性が見せたいというか、そうしたところがあるので、国の計画に併せて、「すべての女性が」という形で島根県計画でも

使ってはいかがなと思ひ、置かせていただいたところです。確かに、言われるように、ダイバーシティの流れもありますし、誰もがという言葉が一番理想の姿ではあると思うのですが、そこのところ、ちょっと皆様方の御意見のほう、伺わせていただきたいなと思っております。

○河野会長

米倉委員、お願いします。

○米倉委員

ありがとうございます。私も、この「すべての女性が」というところ、引っかかっています。鳥取県は男女共同参画の男女、取りましたよね。私、それ聞いて、あっ、そうだってすごい感心したというか感動しました。ずっとこの男女共同参画というそれ自体にすごく不思議な感覚があったのですが。さっき、男女が共についてというような、男と女っていうのが露骨にこう区別されている感じとかが、何か気持ち悪いなと思って。

さっきおっしゃられたLGBTとか、ダイバーシティのところを考えてみても、やっぱりこの「すべての女性が」って、このテーマになっていると、あっ、じゃ、関係ないわ、別の話だわ、私とはって思う方もたくさんいて、何かすごくピンポイントな狙いになってしまうかなと思います。私もこの「すべての女性が」というところが、みんな一緒というか、個人個人、そういう全員みたいな意味のある言葉を使えたらいいなと、私も思いました。以上です。

○河野会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。ぜひ男性の意見も伺いたいと思いますが、いかがでしょうか、森脇委員。

○森脇委員

森脇です。私のほうは、ちょっと全く違ったことを考えています。今のこのコロナで、非常に経済的に困窮している、職を失っている人の中に、非正規の働き手の方が多くって、これから先、多分コロナがいつまで続くか、5年後まで続くかどうかも分かりませんし、こういうパラダイムシフトがどこまで続くかも分かりませんが、今、一番悲痛な思いをしているのが、多分非正規で働いている女性の方だろうなと思っております。そういう方が雇い止めとか、結構、これから受けていこうというように思っているところです。それを考えていて、この「すべての女性が」という言葉にあんまり違和感がなかったというのが実感です。皆さんの御意見のほうも、なるほどなと思って、今拝聴させていただいていたという次第です。

ちょっと今、一番大変な思いされているのではないかな、という気がしたものですから、そこだけを考えていました。すみません。

○河野会長

ありがとうございました。ほかに御意見などがございますでしょうか。

もうこのタイトルのことを言っていればこれで終わりそうなのですが、ここは、もうちょっとここで話し合ったほうがよいのでしょうか。もう結構ですか。

確かに、女性がついていうようにしたほうがいい部分もあるし、ただ、それですごく違和感がある部分もあるし、私もどちらがいいのかなとは思っていますが。ただ、先ほど言っておられたLGBTの人に関しては、全ての女性がついていうことでつらい思いをされる方もいらっしゃるのとは確かだと思います。それは男女がでもそうだし、女性がついて、そういう性別を出してしまうと、やはり性的少数者の人はすごくつらい思いをされるので、だから、何をこう、全てがいいっていうのはなかなかいかないので、どういうふうにすれば一番いいかっていうことで、

また考えていただければと思います。

ほかに、先ほど森脇委員様おっしゃいましたように、雇用の話とか、今日、伺わせていただきましたが、この計画案、骨子案、御覧いただいて、この中に何か入れたらいいのではないかなど、御意見ございましたら、よろしくをお願いします。

小田川委員、お願いします。

○小田川委員

すみません、小田川です。資料2-1の一番下のところですね、(2)現状と課題というようになっていて、この最初のポツの中に書いてある、コロナ禍に関する記述ですね。負の部分と、今後プラスに転じる可能性のある部分と、2つ書いてあるわけですけど、特にこのテレワークの拡大、家庭が職場になり得るケース、これによって仕事の進め方、あるいは家事の進め方、子育ての進め方、介護の進め方、いろんなところに関わってくるテレワークの問題があると思います。この点を、この骨子の中にはクローズアップされてないように思うのですが、今後、具体的な施策の中では盛り込まれるお考えがあるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○小山女性活躍推進課長

ありがとうございます。商工労働部のほうとも調整を進めておるところでございますけれども、テレワークについては、やはり切り離せないだろうという施策の方向性のところの表しとして書いておりませんが、その取組としては、この下にひも付となる事業が、今後、素案の中で書く方向で検討を、今現在しているところでございます。

○河野会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○小山女性活躍推進課長

商工労働部さん、何か補足があれば。よろしいですか。

○河野会長

ほかにございますでしょうか。

○森脇委員

私も先ほどの発言の続きを少しさせてもらってよろしいでしょうか。

テレワークもこれは手段であって、根本的に、多分働き方が変わってくるのではないかというように思っております。何が変わってくるかっていうと、コロナの影響で、働き方がもうすごく多様化してきています。雇用の契約とかも随分いろいろ様々に、個人の都合に併せて雇用契約をやっていくっていうように変わってくるので、そうすると、多様な働き方に対して、男女問わずの話ですけど、対応していくような支援策をこれから先、5年間ほどやっぱり考えていかないといけないのではないかと考えています。例えば、もう本当に育児とか介護とか、これはもう男女問わずの世界ですけど、そういう時間に、1日の多数の割合を割くというようなやり方とか、生活の仕方とか、それから、先ほどのテレワークとか、それから、兼業、副業とかですね、こういうものがいっぱい出てきて、いろんな働き方が出てきて、多様な働き方に変わってくるっていうことについて、それを支援していくっていうことが、この審議会の大きな使命でもあると思います。要は生活が成り立っていないといけないということが一番だと思っていますので、この中で、やっぱりそういうものを結構、主題にしていきたいというように考えています。以上です。

○小山女性活躍推進課長

ありがとうございます。島根県でも、やはり多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージということで支援制度を設けておりまして、その中でも、テレワークの導入に向けた環境制度等の整備に係る支援制度を設けております。こちらなども、施策の方向性が、その下に、取組事例として、取組の事業といたしまして、今後、そこの記載をしていくかというところを、商工労働部と詰めてまいりたいと思っております。

また、ほかにも厚生労働省さんのほうでも支援制度を持っておられますし、そうしたところと連携しながら、多様な働き方というのは、県においても支援をしていくというところなんです。また、男女計画の中で、女性に特化したことではないかもしれませんが、その部分も含めまして、また取組を検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○河野会長

ありがとうございます。そのほかに御意見など、いかがでしょうか。

○河野会長

浅野委員、お願いします。

○浅野委員

先ほどの女性というところ、ゴシック体ででかでか書かれているので、皆さんちょっと違和感を持たれたというところあるので、その辺は表現の仕方、私も気になっていました。考えていただきたい。

それから、先ほど米倉委員から発言があり、私も言おうと思ったのですが、鳥取県が「男女」という言葉を外したようなものをつくって。国の、これが男女共同ですから、それはベースにされるのは当然だと思いますけど、その辺の検討も、今後していただきたい。

それから、国が、今度、12月に策定したところで、つい先日も国会質問で菅首相が謝っていましたが、2030が事実上、消滅しましたね。これに関して、県のほうとしての、何か、どっかにそういうことに関してのコメントを入れるとか、それには触れずにいこうとか、そういうことがございますかということ。

それから、今まで出ていた話で、テレワークが出ていますが、私の属する業界は、最もテレワークがふさわしくない業界です。ですから、そういうことができない職種、エッセンシャルワーカーって言いますが、やっぱりその人たちの存在にも目を向けた施策も、考えてもらいたいと思います。以上です。

○河野会長

ありがとうございました。

看護師さんとか医療従事者に対するコロナの差別なども問題になっております。本当にそれで看護師さんが離職したりしてっていうのもあると思いますので、浅野先生、言われたように、そのようなこともどこかに入れていただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。水谷委員、いかがでしょうか。

○水谷委員

失礼いたします。水谷でございます。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど来、「すべての女性が」というところがいろいろ出ておりまして、なかなか難しい問題だなと思って、女性委員の皆様のお話も聞かせていただきました。言葉を前面に出すほうがいいのか、ベールで包むと言っちゃ大変失礼な言い方かもしれませんが、柔らかくオブラートで包んだように、サブタイトルというか、下のほうに持っていかってというのは非常に難しいところで、やっぱり何を一番、今のこの島根県の状況を見て、何を持っていくべきか。国のテーマに沿わないわけじゃないですけども、それはそれとして、やっぱり地域の実情に併せ

た取組をしようということで、多分全国47都道府県、動いておられると思いますので、島根ならではの表現、考え方で、その点は、そう気にされなくても、一人一人、島根県民、みんながってというような表現でも僕はいいのかなという気はしているのが本音でございます。

いろいろとこの資料、読ませていただきましたけれど、私、学校現場におるのですけれども、子どもたちにいろいろ指導していかなくちゃいけないこともたくさんあるなというように感じています。

今は何かと世の中、いろんなことがありまして、例えば悪徳商法にだまされないような学びをしないといいですか、こういうことをしたらだまされないよってというようなことも、指導することも最近いろいろあると思うのですが、本来、学校で教えるのは、だまされない方法を教えるのではなくて、人をそもそもだましてはいけないと、そういったことを教えるのが学校だと思います。けれども、何か言い方悪いですけど、最近はだまされない方法というか、そういうようにされないような方法を教えるような機会もあって、ちょっと寂しいなっていうのが本音です。

先ほどの男性とか女性っていう言い方を使うかは別として、教育の基本はやっぱり男女平等ですので、その視点で子どもたちに接していきますから、内容によっては、女生徒だけを集めて指導してやらないといけないこともあるのですが、基本的には、ある程度の面までは、性教育も含めて、男女一緒に教えたほうがいいのではないかなという気もしますし、学校現場の取組と、なかなか一般企業さんの取組、ちょっと違う面はあるかもしれませんが、そういったところにも、また視点を向けていただいて、やっぱり学校でやるべきことの指針もまた示していただければ大変ありがたいです。後ろのDVのところも読ませていただきましたけれども、公立学校さんのことで教育指導課と担当書いてあったところもありましたし、我々私学に御配慮いただいて、総務課というように表現書いてあったところもあったのですけれども、公私の違いはあれど、同じ島根県の子どもを育てておりますので、よければ総務課さんの御協力もいただいて、いろんなところで県の総務課、私立学校のことも考えていただいて、我々にぜひやっていただきたい項目があったらお示しいただいて、県の戦略の中に入れていただければ大変ありがたいかなというように思います。

とにかくいろんな職業に当たっている人、いろんな立場はありますけれども、それぞれのところで、できることをやっぱり精いっぱいできるような仕組みに持っていけたら一番いいんじゃないかなというふうに思います。

それから、学校現場から離れたことで恐縮なのですが、ちょっと話が別に飛ぶかもしれませんが、先ほど人口減の話もありました。私の実家のほうは非常に過疎地でございます、なかなか年寄りだけしか今はなくて、申し訳ないなと思いながら仕事させていただいています。やっぱり過疎地に行けば行くほど、皆さん御存じのとおり、医療の面は若干、まだいいところがあるのですけれども、どうしてもお互いを助け合うところも高齢化になってきて、なかなかうまくいかなかったり、お店もなくなれば、自治会の力も随分なくなってきて、そこに女性の役員と言われても、なかなか女性も思い切って家から出られないとかですね、いろんなことがあって、地域のほうの支援をどうしていくか。この男女共同参画計画つくるのも、一応市町村は努力義務ですよ。必ずということでないと思うのですけれども、なかなかそこまでつくれる市町村もたくさんおありなのかなと思うのですけれども、そういったところまで、どれだけ県とか関係機関がいろいろ御配慮いただいて、お力添えいただけるかっていうのも、やっぱり島根県ならではの面があるのではないかなというように思っています。

ほかの分野で、全国的なネットワークっていう表現もいろいろ使われておりましたけれども、それも大事ですけど、まず島根県の中のネットワークを構築されるのが先なんじゃないかなという考えも持っているのが正直なところでございます。

ちょっといろいろと話が飛びましてあれでしたけれども、一言言わせていただきました。ありがとうございました。

○河野会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。米倉委員、お願いします。

○米倉委員

すみません、この「だれもが安心して暮らせる環境の整備」っていうところで、きっといろんな社会資源があるのかなって思うのですけれども、そういう社会資源があったとしても、やはり申請主義ということで、申請しないとケアを受けられないってことかなって思います。そういうケアを受けるために申請が必要だということとかを、情報を自ら取りにいけない人とかもたくさんいるのではないかなと思います。障がいのある人とか、学生とか、やっぱりそういう人が分かりやすく、自分に必要な制度はどういうことで、こういうことで、私、助けてもらえるのだな、ということが分かりやすく伝えることが大事かなというふうに思いました。

例えば相談する場所とかも、先ほど相談数がなかったので大丈夫ですみたいなことではないと思うので、相談数が上がってないっていうの、もしかしたら相談できてない人もたくさんいるのではないかな、そういう相談する場所が分からないとか、これが相談してもいいようなことなのか迷っているとか、そういう人もたくさんいるのかなと思うので、最初のほうで言われた総合ポータルサイト、親子が相談することができるサイトをつくるみたいな話も最初聞いたので、何かそういう、いろんな形で情報を取りにいけるような設備がすごい大事なんじゃないかなって、申請しやすいような環境とかもすごい大事なんじゃないかなと思いました。よろしくをお願いします。

○河野会長

ありがとうございます。安部委員、お願いします。

○安部委員

失礼いたします。ちょっと全般的なところでよろしいですか。一つは、先ほどちょっと島根県の自死の現状のところでの説明がありましたが、ここで、島根県は過去に4位とか6位とか、非常に自然豊かなところではあるのですが、最近でも19位というところで、真ん中よりも上というところですよ。何となく島根県の、何かこう相談がしにくい状況、一人で抱え込んでしまったりとか、なかなか思いを声に出せないところ、それから気軽に相談できないとか、自分一人で頑張ってしまうっていうか、そういう特性があったりしているのかなと思うと、ちょっとこの順位というか、最近のデータだと、12月は女性も増えていきますし、男性も7人とか6人とかあるのですけれども、ここの状況を見るとちょっと悲しいなっていうか、何かここは、今後、解決が必要じゃないかなというようなことは思いました。

それから、先ほどの資料2-2の7ページのところと、8ページのところですけど、働く女性を取り巻く環境のところ、7ページで、②女性活躍の状況というところで、ここでは管理職の従事について触れてあります。島根の場合、非常に管理職になりたい女性っていうのは12.7%しかないということです。

女性の活躍イコール管理職になることなのかって思うと、いや、別にその管理職にならなくても、それぞれの役職というか立場で、みんな一生懸命、女性は本当働いているのだと。ただ、そこに光が当たっていないのではないかと、まだ見えない部分っていうのはたくさんあるのではないかなと思います。

それから、8ページのところで、管理職になりたくない理由、図表20のところ、下から4番目あたりですかね、仕事と家庭の両立が困難だから管理職になりたくないよっていうところで、男性13.6%に対して、女性は34.8%ということで、非常にここは、女性は男性の3倍近くになっているということは、女性は仕事しながらでも、家に帰って家庭のことどうしようかっていうのはやっぱり非常に思っているというのか、家庭のことも考えながら仕事しているっていう状況があると思います。やっぱりその男性の意識として、ここに両立が困難と

いうところは、パーセンテージとしてはかなり女性よりも少ないので、その家庭に対する思いという意識が、実際どのような状況なのかなって。皆さんがそうだとかではないのですけども、この理由のところの結果からちょっと感じたところです。すみません、以上です。

○河野会長

ありがとうございます。

やはり女性がそうやって管理職になるとかもそうですけども、家のこともしなきゃいけないから、なかなかそれはできないよっていうように思ってしまうので、やはり男性の意識改革とか家事への参加っていうのは、もうこれはセットだと思いますので、そのところも、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、皆さん、たくさん御意見いただきましてありがとうございます。第4次島根県男女共同参画計画については、これで終わりたいと思います。

(3) 島根県DV対策基本計画(第4次改定)の策定について

○河野会長

それでは、次に、(3)の島根県DV対策基本計画(第4次改定)の策定についてお願いします。

○青少年家庭課 椿企画幹

失礼します。青少年家庭課、椿です。私のほうから、島根県DV対策基本計画の、本日は現時点での最終案の概要ということでお話をさせていただきたいと思います。座って御説明させていただきます。

お手元の資料4を御覧ください。昨年10月の第1回審議会においては、この計画の骨子について御説明をさせていただきました。その後、関係機関への意見聴取、パブリックコメント等を実施しまして、先般2月4日の策定委員会において、さらに検討を行ったところです。

まず、1ページのところですけれども、計画策定の趣旨から計画の期間につきましては、第1回審議会でも御説明をいたしましたので、次のDVの現状からお願いします。

まず、DVの相談状況について、全国の配偶者暴力相談支援センターで受け付けたもの、島根県のDV相談窓口で受け付けたもの、県内市町村のDV相談窓口で受け付けたものと、それぞれ折れ線グラフで、この10年間の件数の推移を表しています。全国的には増加傾向にありますが、県内のここ5年間の状況は、県がおおむね800件前後、市町村は500件前後で推移しております。

続きまして、次の2ページを御覧ください。上のグラフは、DV被害者等の一時保護の状況ですが、平成27年度から令和元年度までの5年間で、DVを理由とした一時保護は220人でした。内訳は、単身の方が30人、児童等同伴者の方が63人、同伴されて一時保護となった児童、同伴者の方が127人となっています。

次の下のグラフは、県内の児童相談所における児童虐待認定数を棒グラフで、そのうちDVによる心理的虐待により認定を行った件数を折れ線で表しています。近年におけるDVによる心理的虐待の認定数の割合は、全体の認定数の約2割前後というようになっております。

このようにDVが減少しない状況がうかがえること、また、相談に至っていない潜在化したDV被害や、同居する子供へ与える影響などが懸念されることから、第4次改定計画では、DVや児童虐待といった人権を著しく侵害する暴力の撲滅と、被害者の人権回復に向けて、次の基本理念、DVを生まない社会、DV被害者の人権が尊重される社会、DV被害者が安心安全な環境で自立(自律)を実現できる社会の3つの基本理念を掲げ、これらの実現のため、4つの基本目標を設定し、その下に12の重点目標及びそれを達成するための27の施策を設定しております。

3ページのところに、基本目標と主な施策、達成度の指標となる目標値を記載しております。

目標値について、骨子案から修正をしたものがありますので、御説明します。

まず、基本目標Ⅰ、DVを生まない社会づくりでは、DV等、性暴力等、そういった暴力の予防教育をあらゆる場面において行っていくということと、DVを発見しやすい立場にある関係機関の職員の皆様へ、相談窓口の周知を図っていくということが主な施策となっております。

前回の骨子案では、目標項目をDV等に関する講習会等の受講経験率とし、現状値10.2%に対し目標値50%としておりましたが、県内の年齢別人口率を考慮した場合に、この目標値を達成することは非常に困難であること、また、令和2年6月に国から示された性犯罪・性暴力対策の強化の方針において、学校等における教育や啓発内容の充実について明記されたことなどから、予防教育の対象を若年層に絞り、学校における予防教育の強化を図る指標に修正しました。

2番目のDV被害者の権利擁護については、特に修正はございません。

次に、基本目標Ⅲにつきましては、目標項目は、市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合ということで変更はございませんが、骨子案では、市町村のDV相談窓口で相談を受けた全ての方を対象として、そのうち、継続的な支援が必要な被害者に関わった割合として、現状参考値25.9%に対し目標値50%としておりましたが、対象者を継続的な支援が必要である者、例えば加害者と同居しておられて、再被害のリスクが高いケースであったり、加害者から離れて暮らしていらっしゃる方も、病気があったり、障がい等がある方、ひとり親の方、生活困窮の方など、なかなか自らSOSが出しにくい方には、しっかり関わりたいというところで、そういった方に対象を絞り、目標値も高くし直しました。市町村各課の庁内連携により、継続的に状況を把握し、地域でしっかり関わっていくというものに修正したものです。

次に、基本目標Ⅳにつきましては、骨子案では、目標項目を要保護児童対策地域協議会、個別ケース検討会議におけるDVケースの検討実施率とし、現状参考値59.1%に対し目標値80%としておりましたが、要保護児童対策地域協議会で取り扱うケースにつながるためには、まずは相談対応を行う職員がDVや児童虐待に気づけることが重要であることから、県の相談機関における相談対応職員が、DVと児童虐待、両方の視点を持って相談できるように育成する項目に修正を行いました。

続いて、4ページのところで、計画の体系を上げております。これに、下についてくる具体的な取組については、6ページ以降のところで示しております。簡単ですが、私のほうからの説明は以上です。

○河野会長

ありがとうございました。それでは、ここまでの説明を受け、何か御意見、御質問などございますでしょうか。すみません、こちらのほうは、もうこれで発行されるというものなのでしようか。

○青少年家庭課 椿企画幹

いえ、この後、今後のスケジュールとしましては、県の文教厚生委員会のほうと県の福祉協議会のほうで最終案のほうをお諮りしまして、報告を経まして、それから計画決定、3月という予定しております。先般の、これは2月4日の策定委員会のほうで提案をした最終案になっておりますので、若干文言の修正とか、パブリックコメントの意見を受けて、さらに加えたほうがよいのではないかとというのは、ちょっと今回まだこちらには載っておりませんので、少し項目によって拡充を加えるところもあります。

○河野会長

はい。ということですが、皆様、いかがでしょうか。
すみません、では、私からよろしいでしょうか。

若者に対する相談窓口など強化していくみたいなのがあったと思います。私、SNS相談、今少し参加させてもらっていますが、これ、性暴力被害者の電話相談では、若い人は電話で話しするっていうのはハードルが高くて、やはりSNS相談とかメール相談などのようなことがないと、なかなか相談につながらないかなと思います。

今、たんぼぼのほう、電話相談ですけれども、メール相談とかSNS相談なども、ぜひ民間団体と協力して、やはり相談を増やすということを考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに、皆様、いかがでしょうか。

岡崎委員、お願いします。

○岡崎委員

質問というか教えていただきたいのですけれども、加害者更生っていうところですけども、私、DVの相談を受けること多くて、被害者側からの話聞くのですけれども、その暴力振るう側がなかなかやっぱり、自覚がというところがいつも課題だなというふうに思んですけども、加害者更生というのは具体的にどういうことをしておられるのか、あるいはどういうことをしようとしておられるのかというのをちょっと教えていただきたいなというところです。

ちなみに、多分これ、誤記だと思うのですけど、11ページのその加害者更生の「更生」の「せい」が「正しい」ですけど、多分「生きる」のほうだと思います。よろしくをお願いします。

○青少年家庭課 椿企画幹

ありがとうございます。加害者更生につきましては、計画の体系の中で、本日の資料でいきますと、すみません、こちらの資料4の5ページの上のところの重点目標⑦というところで、加害者更生というのは上げさせていただいております。

加害者更生につきましては、今回、第4次の計画の改定の折に課題としては上がっている項目なのですが、これについても策定委員会の中で、何かもう一歩先に進むような方向性はないのかという意見はいただいているところです。一方で、委員さんのほうからも、これはかなり難しい問題だと。加害者の意識の部分が非常に大きいところがあるのではというところがあって、なかなか島根県として、今、これができるっていうところまでの、一歩踏み出すことっていうところは難しいのですけれども、今、国のほうでも、各地域におけるそういった加害者更生のプログラムの取組の実施ができないかみたいなところの調査研究などが進められているような状況もありまして、そういったようなところの動きも見て、研究させていただきながら、やらなくてはいけないというところは十分認識はできているのですけれども、じゃ、どこから、どういうふうになっていくところがなかなか難しいところです。

現状としましては、相談機関として、加害者の方に対峙していろいろ指導されたりとか、少し意識を変えるような働きかけをされるのは、警察のほうは今、県の相談機関としてはそちらのほうで取り組んでいただいているところなのですが、それがすぐにいい結果をもたらすというものでも、なかなか難しいところがあります。引き続きそういったいろいろな調査研究の報告書なども勉強させていただきながら、県としてどういったところからやっていけるのかっていうところを、ちょっと少しまだ、今回の計画ではさらに研究を進めさせていただくというふうなところでとどめさせていただいているところです。

○河野会長

ありがとうございます。

すみません、私も全国でどういうことが行われているか、ちょっと調べると、やはりRRP研究会のようなものが静岡、長崎など何県かで行われています。県がというよりも、やはり民間団体がプログラムを行って、18回のプログラムに加害者の方に来てもらう、みんなで話し合っていくっていう、そういう課題を解決するようなプログラムが有効だというのが出ていま

すので、またこれも、県がっていうとなかなか難しいので、民間団体などと協力してできるように、そういう団体の育成などしていかれたらいいのかなと思います。県だけでぜひやろうとされずに、民間の力も一緒にされたらいいのではないかと思います。すみません。

ほかに何かございますでしょうか。

渋川委員、お願いします。

○渋川委員

今の御意見なのですが、やはり5年間の計画なので、研究を5年間もするわけではないと思うので、何か細かく、このくらいで調査研究して、何かやっぴこみみたいところまで、少し足を踏み入れて書いていただくと、何か民間でも手を挙げるとかしやすいのではないかなと感じました。以上です。

○河野会長

どうもありがとうございます。それでは、そろそろ時間になりました。最後に、全体を通して、何か御質問、御意見などございますでしょうか。たくさんの貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

では、半場女性活躍推進統括監から総括をお願いします。

○半場女性活躍推進統括監

今日はたくさんの御意見ありがとうございました。

骨子案につきましても、スローガンのところで、「女性が」というところが、女性だけを強調する形なのかどうかということも御意見いただきましたし、森脇委員さんのほうからは、今まさにコロナ禍で、一番苦勞をしているのが女性なんじゃないかというような御意見もいただきました。

また、テレワークということも、働き方が変わっている、職場環境づくりですね、働きやすい職場環境づくりという意味では、まさにコロナがあったからちょっと考える機会になったし、それぞれの企業さんが主体的に皆さんの、要するに雇用を切らない策をいろいろと考えてこられたということもあると思います。企業側にとっては、労働者は非常に貴重な人材だということ、そういう意識を持って取り組んでおられること。一方、働く労働者の側とすれば、生活の糧を得るということ、自立を目指すということはもちろんですが、やりがいや生きがい、キャリアアップを目指していくということ、そういうことを仕事の中に見いだしていく、それで併せて家庭や地域での活動もバランスよく取っていけるというようなところを、やっぱり今回考えていかなきゃいけないかなというふうに思いました。

また、中山間地域の女性活躍、非常に難しいよという御提案をいただいたのですが、公の力だけではそこが支えられないので、やっぱり地域の民間の、そして自治体の、それぞれ自治会活動ですね、ああいったところから、いろんな場面で女性も男性も活躍できるように、高齢者になっても、障がいがある方にとっても活躍できる場であるというような視点が必要かなと思いました。

また、もう一つ、情報発信を工夫しないと、支援の必要な人になかなかつながらないという御意見いただきました。これについては、県のほうも非常に課題だというふうに思っております。具体的には、自分で自ら手を挙げられる方のところには確実に支援はつなげていけるのですが、私たちから見ても、あの人ところに支援をつなげなきゃいけないのだけど、なかなか手は挙がらないよねと。そういうところについては、やっぱりいろいろな相談支援機関のほうから、きめ細やかにプッシュ式の情報提供であるとか、例えば今、県のほうで、コロナの感染状況を、LINEで皆さんのほうに届いている方がいらっしゃると思うのですが、毎日のように、昨日の感染状況はこうでしたというのがLINEで届くのですが、それを見ていただくと、やっぱり自分の健康不安がある方は、さらにその中から入り込んで、いろんなことを

調べられるようになっていたりしますので、ああいう形で、毎日しつこいようにお届けしていますが、そういうやり方も一つあるかなと思っておりまして、いろいろな子育てのことにしても、悩みについても、そういうプッシュ型ができればいいのかなというふうにも思っております。

いろいろな申請主義ということで、申請時期も限られていたりもするので、そのときに、タイムリーにちゃんと情報を伝えてもらえる。それだけでは分からないので、やっぱり紙ベースでも配っていただくとか、紙ベースでも伝えていただくという、いろいろな手段を使って届けないと確実に届いていかないなという意味では、誰も、一人として取りこぼすことがないよというというのが最終的な目標だと思っております。

あと、家庭と仕事との両立の困難さというのが、なかなか管理職を目指せない理由というようなことになっているというように言われましたが、仕事と子育てがちょうど40代あたりですね、あの辺りで女性に負担がかかっているのではないかと、だから管理職を目指すための、まず入り口としてキャリアアップがなかなか目指せないであるとか、あと、子育てが終わった頃には、今度、介護が始まってきます。そうすると、今度は管理職として、たとえ自分がなったとしても、きちんと力が発揮できるかなという不安などもあったりするので、そういったところがやっぱり職場の働きやすい環境づくり、みんなで両立を支える仕組み、男性ももうちょっと家事、育児に手をかけていただきたいなと思っておりますので、来年度以降、やっぱりそういうところも力を入れていきたいなというふうに思っております。

本日は、男女共同参画の目指す姿というところについて、いただいた御意見を踏まえまして、今後、素案の策定までのところを継続検討させていただきたいと思っております。

今日は大変ありがとうございました。

○河野会長

それでは、これで議長としての務めを終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○女性活躍推進課

河野会長、円滑な議事運営ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第2回島根県男女共同参画審議会を閉会いたします。

次回の審議会は、今回いただいた御意見を参考にさせていただき、令和3年11月頃に開催する予定にしております。なお、11月まで少し期間が空きますので、それまでの間、文書等のやり取りにより、委員の皆様から御意見を伺う機会を設けさせていただく予定にしております。

また、本日、資料の中に意見シートというのをお配りしておりますので、時間の関係で発言できなかったこととか、言い忘れたというようなことがありましたら、ぜひその紙を利用していただいて、御意見を、一応期限を切らせていただいておりますけれども、3月1日までに送っていただければと思っております。

それから、資料として、イクボスセミナーのチラシとか、しまね女性センターさんの機関誌「女と男（ひととひと）」というようなものもお手元にお届けしておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

本日はお忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございました。